

◆ 指定緊急避難場所 (緊急的に避難する場所または施設)

施設名	電話番号	所在地	標高(m)	洪水	土砂災害	地震	指定避難所	施設・場所
1 塞ノ神農村公園	875-5803	浦大町字塞ノ神171	14.0	○	○	○		場所
2 八郎瀧小学校・中学校グラウンド	875-5812	夜叉袋字大嶋田107	2.3	○	○	○		場所
3 中羽立公園	875-5812	夜叉袋字中羽立1-1	4.0	○	○	○		場所
4 旧八郎瀧小学校グラウンド	875-5812	字大道111	2.5	○	○	○		場所
5 中田街区(児童)公園	875-5809	字中田277	2.7	○	○	○		場所
6 大道街区(児童)公園32区	875-5809	字中嶋64	1.9	○	○	○		場所
7 えきまえ交流館はちパル駐車場	875-5801	字中田67-4	3.0	○	○	○		場所
8 中久保街区(児童)公園	875-5809	字中久保24	2.0	○	○	○		場所
9 多目的広場(防災センター隣駐車場)	875-5801	字家ノ後2-1	2.7	○	○	○		場所
10 家ノ後街区(児童)公園	875-5809	字家ノ後7-1	3.6	○	○	○		場所
11 昼根下街区(児童)公園	875-5809	字昼根下68	3.5	○	○	○		場所
12 小池農村公園	875-5803	小池字中嶋142	3.5	○	○	○		場所
13 川崎農村公園	875-5803	川崎字高田312	4.0	○	○	○		場所
14 うたせ館駐車場	875-5803	字川口531-1	0.2	×	○	○		場所
15 三倉鼻児童館	875-5808	真坂字三倉鼻78-4	10.2	○	×	×		施設
16 真坂集落センター	875-5801	真坂字大沢100-1	8.4	○	×	×		施設
17 真坂児童館	875-5808	真坂字石塚175-2	13.0	○	×	×		施設
18 真坂地区コミュニティ施設	875-5801	真坂字鳥屋崎159	3.9	○	○	○		施設
19 高岡コミュニティセンター	875-5801	真坂字沢田30-5	20.9	○	○	×		施設
20 浦大町コミュニティセンター	875-5803	浦大町字豊坂40-1	18.3	○	×	○		施設
21 地域資料館	875-5812	浦大町字天道田100-1	8.8	○	○	○		施設
22 夜叉袋児童館	875-5808	夜叉袋字一本木3-1	2.3	○	○	○		施設
23 老人憩いの家 弁天荘	875-5808	夜叉袋字沖谷地300	4.0	○	○	×		施設
24 大道地域公民館	875-5801	字大道88-1	2.5	○	○	×		施設
25 羽立児童館	875-5808	字中田261-2	4.5	○	○	×		施設
26 31・32区児童館	875-5808	字中嶋64	1.9	○	○	×		施設
27 9・10区児童館	875-5808	字中嶋336-2	2.4	○	○	×		施設
28 11・12・13区児童館	875-5808	字中嶋30	2.0	○	○	○		施設
29 老人憩いの家 壽山荘	875-5813	字中久保27	1.9	○	○	×		施設
30 1・2・3区児童館	875-5808	字中久保102	1.6	○	○	×		施設
31 7・8区児童館	875-5808	字家ノ後7-1	3.6	○	○	×		施設
32 上昼根集会所	875-5808	字家ノ後153-19	2.5	○	○	○		施設
33 昼根下児童館	875-5808	字上昼根273-2	3.5	×	○	×		施設
34 小池児童館	875-5808	小池字中嶋136	3.3	○	○	○		施設
35 岡本下台地域公民館	875-5801	小池字岡本下台127-2	8.9	○	○	○		施設
36 川崎地区農村集落多目的共同利用施設	875-5803	川崎字高田314	4.2	○	○	○		施設
37 川崎公民館	875-5801	川崎字嘉美2-4	5.8	○	○	×		施設
38 八郎瀧展示館 うたせ館	875-5803	字川口531-1	0.2	×	○	○		施設
39 八郎瀧たいようこども園 (おおぞら)	875-5808	字家ノ後1-1	3.2	○	○	○		施設
40 高岡コミュニティ体育館	875-5801	真坂字沢田30-5	20.9	○	○	○		施設
41 八郎瀧小学校・中学校(体育館、武道館)	875-5812	夜叉袋字大嶋田107	2.3	○	○	○		施設
42 中羽立公園管理棟	875-5812	夜叉袋字中羽立1-1	4.0	○	○	○		施設
43 オリンピック記念会館	875-5812	夜叉袋字中羽立1-1	4.0	○	○	○		施設
44 町民体育館	875-5812	夜叉袋字中羽立1-1	4.0	○	○	○		施設
45 第二町民体育館	875-5812	字大道111	2.5	○	○	○		施設
46 農村環境改善センター	875-5812	字大道81-1	3.5	○	○	○		施設
47 青年婦人会館 ロマンの里	875-5812	字大道23-1	2.1	○	○	○		施設
48 えきまえ交流館 はちパル	875-5812	字中田67-4	3.0	○	○	○		施設
49 中央児童館	875-5808	字中嶋336-60	1.9	○	○	○		施設
50 防災センター	875-5806	字家ノ後6-1	3.1	○	○	○		施設

※災害の発生状況によっては、上記避難所以外に避難誘導する場合もあります。  
 ※×印のある避難所は、洪水・土砂・地震災害時等の使用は危険です。他の避難所に避難してください。  
 ※馬場目川の大規模水害で指定緊急避難場所及び指定避難所は水没します。早めの広域避難、垂直避難をお願いします。  
 ※④⑩～⑤⑩は指定緊急避難場所ですが指定避難所と重複しています。

◆ 指定緊急避難場所、指定避難所とは

**指定緊急避難場所**  
 災害による危険が切迫した状況において、生命の安全を確保することを目的とした緊急に避難する際の避難先です。  
 指定緊急避難場所は、地震、高潮、津波、洪水、土砂災害などの種類ごとに指定されています。

**指定避難所**  
 災害の危険性がなくなった後に、ご自宅が被災された方々や、災害により帰宅が困難となった方々が一時的に滞在することを目的とした施設です。

◆ 指定避難所 (学校、児童館等の屋内施設)

施設名	電話番号	所在地	標高(m)	洪水	土砂災害	地震	指定緊急避難場所
40 高岡コミュニティ体育館	875-5801	真坂字沢田30-5	20.9	○	○	○	○
41 八郎瀧小学校・中学校(体育館、武道館)	875-5812	夜叉袋字大嶋田107	2.3	○	○	○	○
42 中羽立公園管理棟	875-5812	夜叉袋字中羽立1-1	4.0	○	○	○	○
43 オリンピック記念会館	875-5812	夜叉袋字中羽立1-1	4.0	○	○	○	○
44 町民体育館	875-5812	夜叉袋字中羽立1-1	4.0	○	○	○	○
45 第二町民体育館	875-5812	字大道111	2.5	○	○	○	○
46 農村環境改善センター	875-5812	字大道81-1	3.5	○	○	○	○
47 青年婦人会館 ロマンの里	875-5812	字大道23-1	2.1	○	○	○	○
48 えきまえ交流館 はちパル	875-5812	字中田67-4	3.0	○	○	○	○
49 中央児童館	875-5808	字中嶋336-60	1.9	○	○	○	○
50 防災センター	875-5806	字家ノ後6-1	3.1	○	○	○	○

※④⑩～⑤⑩は指定避難所ですが指定緊急避難場所と重複しています。

◆ 福祉避難所

施設名	施設管理者	電話番号	所在地	標高(m)	施設面積(m <sup>2</sup> )	収容人数
1 保健センター	町長	875-2800	字大道84	2.1	828.00	69
2 老人福祉センター(社会福祉協議会)	社協会長	875-3871	字家ノ後23-3	3.7	635.58	52

※一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者等のために、特別の配慮がなされた避難所です。  
 ※災害時、必要と認められている場合は、直ちに福祉避難場所を設置します。

◆ AED(自動体外式除細動器)設置箇所

施設名
23 老人憩いの家 弁天荘
29 老人憩いの家 壽山荘
39 八郎瀧たいようこども園 (おおぞら)
41 八郎瀧小学校・中学校
43 オリンピック記念会館
44 町民体育館
45 第二町民体育館
46 農村環境改善センター
48 えきまえ交流館 はちパル
49 中央児童館
50 防災センター
1 保健センター
2 老人福祉センター(社会福祉協議会)
○ 八郎瀧町役場
⑦ 湖東地区消防署八郎瀧分署
☆ 弁天球場
☆ 老人保健施設 榮寿苑
☆ 特別養護老人ホーム うたせ苑
☆ デイサービスセンター うぐいすの里

◆ AEDとは

AEDは (Automated External Defibrillator) の頭文字を取ったもので、日本語訳は自動体外式除細動器といいます。この器械は自動的に心臓の状態を判断し、血液を全身に送ることができない状態を起こしていった電気ショックを与えることで心臓の状態を正常に戻す機能を持っています。AEDは持ち運ぶことができ、電源を入れれば音声を使い方を順に指示してくれます。



※人工呼吸のやり方に自信がない場合や、人工呼吸を行うために罹患者の口に直接接触することにはためらいがある場合には、胸骨圧迫だけでも構いません。資料 日本救急医療財団心臓蘇生法委員会